

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会

副会長 生出 泉太郎

## 「平成 26 年度医薬品販売制度実態把握調査」の結果について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日、厚生労働省より別添のとおり、「平成 26 年度医薬品販売制度実態把握調査」の結果が公表されましたのでお知らせいたします。

同調査は、要指導医薬品・一般用医薬品の販売制度について、一般消費者の立場から制度の定着状況等を点検・調査することにより、医薬品販売の適正化を図ることを目的として、平成 21 年度から毎年実施されているものです。今回調査では、平成 26 年 6 月施行の改正薬事法（当時）で新たに設けられた要指導医薬品も調査対象とされています。

調査結果によると、要指導医薬品について、購入の際に「使用者本人であることの確認があった」は 80.1%、「文書による情報提供があった」は 72.9%、「情報提供内容の理解、再質問の有無の確認があった」は 23.8%とされ、調査時期が昨年 6 月の法令施行から 4～6 ヶ月しか経過していないことを考慮しても、新たな販売制度への対応が徹底されていないことが見て取れる結果となっています。

一方、第一類医薬品については、「文書による情報提供があった」は 71.0%、「情報提供内容の理解、再質問の有無の確認があった」は 56.2%と前回調査に比べると、文書による情報提供については僅かながら改善傾向がみられるものの、依然として 30%程度の薬局・店舗販売業では販売方法の遵守が不十分な状況です。加えて、薬局・店舗販売業における医薬品の陳列、名札の着用、店内掲示についても、早急に改善の必要がある状況であることも示されていると認識しています。

本会としては、これまでも全国会議や会員向け資材の配布など実施してきましたが、本日公表された調査結果を見ると、それらが十分に活用されているとは言い難い状況です。都道府県薬剤師会におかれましては、急ぎ「要指導・一般用医薬品販売制度対応の徹底に向けた行動計画」（平成 26 年 10 月 16 日付け日薬業発第 191 号）に基づく対応の周知徹底を貴会会員に図っていただくとともに、法令遵守ができていない薬局・店舗販売業が確認された場合には、直ちに医薬品医療機器法等に準拠した医薬品の販売方法へ改善するよう、ご指導賜りたくお願い申し上げます。

なお、こうした状況を踏まえ、要指導医薬品・一般用医薬品の販売制度に関する自主点検や法令遵守のための実効性のある啓発資材作成等の対応策を検討しているところであり、近日中に改めて具体的な内容をお示ししたいと考えておりますことを申し添えます。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082514.html>

- ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医薬品・医療機器
- > 医薬品の販売制度
- ・平成 26 年度医薬品販売制度実態把握調査結果概要
- ・平成 26 年度医薬品販売制度実態把握調査結果報告書